

(別添6)質権約定書

公社債券
公社債投資信託受益証券

を目的とする場合

退職手当保全のための質権設定に関する約定書

印 紙

昭和 年 月 日

会 社(甲)住所

氏名又は名称

証券会社(乙)住所

名称

労働者(丙)別冊労働者名簿記載の各労働者

代理人(丁)住所

氏名

甲の退職手当の支払に関する就業規則に基づき甲が丙に対し負担する退職手当の支払債務の履行を確保するため、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第五条に規定する保全措置として、甲が所有する 公社債券 公社債投資信託受益証券

の上に、甲が丙を質権者として質権の設定を行うにつき、甲、乙、丙及び丁は、下記の事項を確約する。

記

第一条 丙は、次の事項につき丁に委任し、丁が丙を代理して行うことを認める。

一 丙が甲に対して有する退職手当債権の保全のために行う質権設定契約の締結

二 本約定書正本の保管及び第二条第二項による乙への保護預けによる質権の目的物で

ある別冊 債券 明細書に記載されている 債券 (以下 債券

受益証券 という。)の保管

受益証券

第三条第一項に基づく、乗換え又は差換えに関する

同意並びにこれらの場合の 債券 受益証券 の甲への返還及び新たに質権の目的物と

なる 債券 受益証券 の甲からの受入れ

四 質権実行の手続(金銭の受領を含む。)

五 前号のうち、第七条に係る事項の乙への再委任

六 第十一条第三項ただし書きに基づく期間の延長

七 復代理人の選任

八 前各号に付帯するいっさいの行為

第二条 甲は、甲が第十一条第一項の期間内に第五条第一項の各号のいずれかに該当した場合において、甲が第十一条第二項の期間内に退職した丙に対して負担する退職手当(既に支払われた額を除く。以下「未払退職手当」という。)の支払債務の根担保として、

それぞれ別冊労働者名簿の担保極度額の欄に記載された金額を限度として、 \langle 債券
受益証

券 \rangle の上に、丙を質権者として質権を設定し、丁に当該 \langle 債券
受益証券 \rangle を差し入れることとする。

2 丁は、前項及び次条第一項により引渡しを受けた \langle 債券
受益証券 \rangle を、すみやかに

乙に保護預けすることとする。

第三条 甲は、債券の償還期日が第十一条第一項又は同条第三項の期間内に到来するときは、丁の同意を得て、当該債券を、これと同等と認められる他の債券に乗換え、当該乗換えにより取得した債券を引続き前条の規定による質権の目的物とすることができるこ

ととする。 \langle 債券
受益証券 \rangle をこれと同等と認められる他の \langle 債券
受益証券 \rangle と差し

換える場合についても同様とすることとする。

2 債券が割引債券であるときは、前項の乗り換えによつて生じた割引料には本約定による質権の効力は及ばないこととする。

3 \langle 債券が利付債券である場合においてその附属利札 \rangle の中に第十一条第一項又

は同条第三項の期間内に \langle 利渡期日 \rangle が到来するものがあるときは、当該 \langle 附属
利札

収益金交付票 \rangle には質権の効力は及ばないこととする。

第四条 丁は、本約定による質権の目的物を転質することができないこととする。

第五条 第二条の質権は、甲が次のいずれかに該当したときのみ実行することができることとする。

一 支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあつたとき。

二 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

三 賃金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第百六十九号)第二条第一項第五号に規定する認定の申請が受理されたとき。

四 甲及び丁は、甲が前項の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、乙に通知することとする。

第六条 質権の実行は、丙が個別に行うことなく、丁のみがこれを行うこととする。

2 前項の請求を分割して行う場合にあっては、その請求は毎月一回を超えないこととする。

- 3 丁は、質権を実行しようとするときは、あらかじめ、甲に対し、次の事項を丙の個人別に記載し、かつ、丙の承認印が押印された書面の作成及び交付を請求することとする。
 - 一 質権の実行時における未払退職手当の額
 - 二 別冊労働者名簿の担保極度額の欄に記載された額
 - 三 第一号又は前号の額のいずれか少ない額(以下「被担保額」という。)
 - 四 被担保額に係る所得税の額及び地方税の額(以下「税額」という。)
 - 五 被担保額から税額を控除した額(以下「手取額」という。)
 - 六 退職日
- 4 甲は前項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該書面を作成し、被担保額、税額及び手取額をそれぞれ合算した額を記載の上、これに署名押印して、丁に交付することとする。
- 5 丁は、前項により交付を受けた書面に署名押印の上、これを乙に提出し、乙に対して保護預けしている〈債券〉を払い戻し、当該〈債券を償還又は〉を売却し、当該書面に記載された手取額を合算した額の金銭の丁への交付及び税額を合算した額の金銭の甲への交付を請求することとする。
- 第七条 乙は、前条第五項の請求があつたときは、当該〈債券〉を払い戻した上、当該〈債券を償還又は〉を売却し、丁及び甲に当該金銭をそれぞれ交付することとする。
- 2 乙は、前項の交付後に残額があるときは、当該残額を甲へ返還することとする。
- 第八条 丁は、前条第一項により金銭の交付を受けたときは、直ちに丙の受領すべき金銭を丙の指定する金融機関の預貯金口座に振込む方法により配分することとする。
- 第九条 乙は、第六条第五項により丁から提出された書面その他この取引に係るいつさいの書類に押印された甲又は丁の印影が本約定書に押印された甲又は丁の印影と相違ないと認め、当該書面の記載内容に従い、金銭の交付等を行ったときは、その取扱いに関するいつさいの責任を免れることとする。
- 第十条 甲及び丁は、乙から請求があつたときは、本約定による被担保債務について、遅滞なく、報告し、又は、必要な資料を提供することとする。
- 第十一条 本約定による質権の及ぶ期間は、昭和 年 月 日までとする。
- 2 前項の期間内に甲が第五条第一項の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、本約定による質権の及ぶ期間は、甲が当該各号のいずれかに該当した日から六か月を経過した日又は前項の期間の満了した日のいずれか遅い日までとする。
- 3 第六条第五項の請求は、前項の期間の満了後三か月を経過した日までに行うこととする。ただし、甲の行方不明その他やむを得ない事情により甲が同条第四項の手続を行うことができない場合であつて、丁が乙に対して当該事情を明らかにした書面を提出したときは、乙及び丁の協議により、当該期間を相当期間延長することができることとする。
- 4 本約定による質権は、第一項もしくは前項のいずれかの期間の満了又は新約定の締結により消滅することとする。
- 第十二条 本約定書は、正本一通及び副本二通を作成し、正本は丁が保管し、副本は甲及

び乙がそれぞれ一通を保管することとする。

(別冊) 〱 債券 〱 受益証券 〱 明細書

債券 受益証券	〱 種類	〱 号	〱 券面	〱 枚	〱 債券	〱 番号	〱 附属利札
	〱 回数	〱 金額	〱 数		〱 受益証券		〱 附属収益金交付票

(別冊) 労働者名簿

昭和 年 月 日

氏 名	住 所	担保極度額(単位円)

計	名	計	円

上記の通り相違なきことを認めます。

昭和 年 月 日

会社(甲) 住所

氏名又は名称

印

(参考)

退職手当の保全措置に係る約定書例に用いられている用語の意味

一 保証約定書(別添一)等

支払の停止

債務者が金銭債務の全部又は主要部分の支払ができない状態に陥り、そのことを
 広告、掲示等の明示方法又は廃業届、閉店等の黙示行為によつて、債権者に示す
 行為をいう。

二 質権約定書(金融債を目的とする場合)(別添二)

金融債

金融機関が特別の法律に基づき発行している債券。長期信用銀行法に基づき日本
 興業銀行、日本長期信用銀行、日本不動産銀行が、商工組合中央金庫法、商工債
 券令に基づき商工組合中央金庫が、農林中央金庫法、農林債券令に基づき農林中
 央金庫が、外国為替銀行法に基づき東京銀行が、それぞれ発行している。

無記名債券

債券券面上に社債権者の氏名の記載のない債券をいう。

割引債券

割引の方法で発行される債券をいう。

割引料

債券券面上に記載された額面金額と払込金との差額をいう。

利付債券

利渡期日毎に利札により利息支払を行う債券をいう。

付属利札

利付債券に利息支払のために付される有価証券で、利渡期日、利息額等が記載されている。

償還

発行者が社債権者に当該債券に係る債務を弁済することをいう。

売却

通常、債券の償還期日前に社債権者が他人に当該債券を売り渡すことをいう。

三

質権約定書(生命保険契約上の債券を目的とする場合)(別添四)

満期・死亡保険金請求権

被保険者が満期まで生存したときは満期保険金が、途中死亡したときは死亡保険金が支払われるが、これらの支払事由が発生したとき保険金の支払を求める保険金受取人の請求権をいう。

解約返戻金請求権

保険契約が効力を失つたり、解約された場合で、その契約に積立金がある場合には、保険契約者はその払戻しを請求することができるが、その請求権をいう。

解約権

保険契約者が、将来に向かって保険契約を解除する権利をいう。この解約権行使に伴って解約返戻金請求権が生じる。

払済・延長保険への変更

払済保険への変更とは、契約期間の途中で保険料の払込みを中止し、それまで積立てた金額を財源として、原契約と同一の保険種類・保険期間の保険に変更することをいう。この変更により保険金額は減少する。

延長保険への変更とは、契約期間の途中で保険料の払込みを中止し、それまで積立てた金額を財源として、定期保険(死亡のときのみ保険金を支払う保険)に変更することをいう。

保険契約者に対する貸付

保険契約者に対し、契約の解約返戻金の一定範囲内で保険会社から貸付けを行うこと。

自動振替貸付金

保険料の払込みが滞つた場合に、保険契約が直ちに失効することを防ぐため、解約返戻金の一定の範囲内で、保険会社が契約者に代わって保険料を立替え、その分を契約者に対する貸付金とするものである。

復活

保険契約が失効した後、一定期間内(通常は三年間)に限り、契約者の請求により、

契約が失効しなかつたのと同じ効果を生じさせて契約を元どおり存続させる制度をいう。

復活には、一定の要件と保険会社の承諾を要する。

四 質権約定書

（貸付信託受益金

〈合同運用指定金銭信託受益権

〉を目的とする場合（別添五）

貸付信託

貸付信託法に基づき、主として貸付又は手形割引の方法により運用する一種の合

同運用指定金銭信託をいう。

合同運用指定金銭信託

多数の委託者から受け入れた信託金を指定された方法で合同して運用し、その収

益を信託金額及び期間に応じて受益者に交付する信託をいう。

五 質権約定書

（公社債券

〈公社債投資信託受益証券

〉を目的とする場合

（別添六）

公社債券

国、地方公共団体、事業会社等が不特定多数又は特定の投資家から資金を借り入

れるために発行する有価証券の一般的称呼である。

公社債投資信託

公社債投資信託